

栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

テキセイカタイムズ

この度、栃木県適正化事業実施機関より適正化事業関連に特化した情報を提供するツールとして「テキセイカタイムズ」を創刊する運びとなりました。不定期発行にはなりますが、是非お役立てください！

乗務後自動点呼の実施はじまる！

～運行管理者の立会なしでも点呼可能！～

国交省では運行管理高度化の一環として、令和4年7月より遠隔点呼が運用開始となり、続いて令和5年1月より乗務を終了した運転者に対する点呼を自動で行うことができるようになりました！

【実施方法】

認定を受けた機器を準備し、要領に基づいた必要事項を整備したうえで運輸支局長へ事前準備をおこなう必要があります！

【詳細】



「運転者に行う指導及び監督の実施マニュアル」一部改正

このマニュアルは事業者が運転者に対して12項目（国交省告示1366号）の指導及び監督（教育）実施方法をわかりやすく示したものです。

昨年、痛ましいバス事故がつついたことを踏まえ、「事故危険箇所の把握」や「適切なブレーキ操作」等について変更（追記）されました。

【詳細】



2022年度Gマーク事業所の認定確定！

【栃木県】2022年度 新規 24事業所
更新 81事業所
合計 105事業所

【累計】2022年12月15日現在

栃木県 414事業所（取得率24.7%）

全国 28,696事業所（取得率33.0%）

【上記集計詳細及び

令和5年度からのGマーク見直し、
Gマークって何？メリットは？
新規取得方法を知りたい！



【お願い】

■ 苦情

最近、Gマーク車両による危険運転等の苦情が増えております。（※令和4年1月～12月までの1年間で13件苦情あり）

Gマーク事業所は他事業所の模範となるよう指導・教育・安全運行の徹底をお願いします！

■ ステッカー適切使用を！

Gマークステッカーですが、有効期限切れステッカー使用などの不適切使用なきようお願いします！



お問合せ：栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

TEL：028-684-5882